

# 児童手当「現況届」について

---

(令和3年6月3日更新)

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日時点における状況について、現況届を提出いただくことになります。対象の方には「現況届のご案内」をお送りしております。

現況届のご案内がお手元に届きましたら、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当が受給できなくなります。

[現況届記入例.pdf](#)

提出期限 6月30日(水)まで

【お問い合わせ先】

神戸町役場 子ども家庭課

電話:0584-27-0176